

日本税政連

発行所
日本税理士
政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
小島 善弘

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

令和6年度税制改正要望を決定

第4回幹事会で

日税政は6月23日、ウェブ会議システムにて第4回幹事会を開催し、令和6年度税制改正要望を決定した。写真。



会議には幹事会構成員のほか、太田直樹会長が出席した。日税政では、毎年税制改正に関する要望書を作成して、

また国会議員への陳情の際の資料として用いられる令和6年度税制改正建議・要望のリーフレット掲載項目の選定に当たっては、政策委員会が単位税政連へ行ったアンケートを基に日税連と協議を行った。協議の結果、リーフレットへは次の10項目を掲載することを決定した。

- ①年末調整実施の時期及び所得税の確定申告期限の後倒し(建議・要望項目6)
- ②業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し(建議・要望項目4)
- ③少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ(建議・要望項目12)
- ④適格請求書等保存方式の柔軟な運用(建議・要望項目14)
- ⑤基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告免除制度の創設(建議・要望項目15)
- ⑥簡易課税制度の見直し(建議・要望項目16)
- ⑦法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限の延長、申告手続等の簡素化(建議・要望項目21)
- ⑧取引相場のない株式等の評価の適正化(建議・要望項目18)
- ⑨償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し(建議・要望項目9)
- ⑩個人事業税の課税対象事業及び税率の見直し、事業主控除額の引上げ(建議・要望項目25)

なお、今年度の重要要望項目は次の3項目となる。
①中小法人の配当促進税制の整備及び役員給与税制の見直し
②消費税の非課税取引の範囲の見直し及び軽減税率制度の廃止
③基礎的な人的控除のあり方と所得計算上の控除から基礎控除へのシフト
また、議事ではその他令和5年9月28日にオーケラ東京で開催予定の第57回定期大会について吉川幹事長より説明があった。定期大会の詳細な運営については、8月23日開催の正副会長会にて正式決定されるが、今回の定期大会はコロナウイルス流行以前の運営方法に戻し行う予定である。

主な内容

記事・正副会長会を開催 2面
特集・アクティブ・永岡桂子議員に聞く 6〜7面
特集・税理士による伊吹文明後援会が解散 8面
資料・令和6年度税制改正要望(抜粋) 9〜11面

お知らせ
「日本税政連」
8月号は、9月号との合併号とし、9月1日に発行します。

針葉樹

月日の流れは早いもので一年の半分が過ぎ7月を迎えた。令和6年度税制改正要望も機関決定され、

税制改正に関する 建議・要望

税理士政治連盟(伊理士の使命)
税理士は、包括的な専門知識と、社会に必要不可欠な立場において、中堅・大企業に代わって、消費者の権利を守り、社会の発展に貢献することを目指す。

税理士政治連盟の11「提言」
提言とは、包括的な専門知識と、社会に必要不可欠な立場において、中堅・大企業に代わって、消費者の権利を守り、社会の発展に貢献することを目指す。

提言の目的
提言の目的は、包括的な専門知識と、社会に必要不可欠な立場において、中堅・大企業に代わって、消費者の権利を守り、社会の発展に貢献することを目指す。

提言の項目
提言の項目は、包括的な専門知識と、社会に必要不可欠な立場において、中堅・大企業に代わって、消費者の権利を守り、社会の発展に貢献することを目指す。

リーフレットを一読を

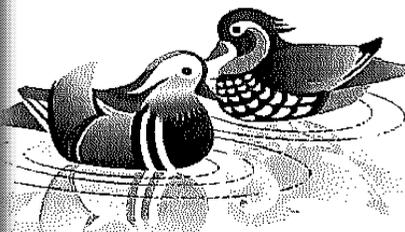
本紙に「令和6年度税制改正に関する建議・要望のリーフレット」を同封した。会員各位におかれては、リーフレットを一読いただき、日税連・日税政の令和6年度税制改正要望へのご理解をお願いしたい。
※今月号はリーフレット同封の関係で発送が遅れましたことをご詫言申し上げます。

「核なき世界」を被爆地広島から発信できたことは記憶に新しい▼さあ、これから残り半年、不安が続いているが景気回復を含め、明るい未来を期待したい。(森)

詳しくは **日本税理士共済会** からのお知らせ(8月16日発行予定)をご覧ください。

おしどり保障

- 税理士とその配偶者のみが加入できる "ご夫婦の生命保障"
- 新規加入は65才まで、保障は80才まで。



8月中旬申込受付開始!

個人年金

- 税理士と事務所職員も加入できる 1口1万円からの "年金積立"
- 新規加入は74才まで、積立は85才まで可能。



にちげいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321 <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

令和6年度税制改正要望 最重要3項目を確認



正副会長会を開催

日税政は6月14日に日本税理士会館(品川区)において、第5回正副会長会(太田直樹会長)を開催した。写真。

日税政は6月13日、日本税理士会館(品川区)において第2回政策委員会(秋山典久委員長)を開催した。写真。

日税政は6月14日に日本税理士会館(品川区)において、第5回正副会長会(太田直樹会長)を開催した。写真。

日税政は6月14日に日本税理士会館(品川区)において、第5回正副会長会(太田直樹会長)を開催した。写真。

日税政は6月14日に日本税理士会館(品川区)において、第5回正副会長会(太田直樹会長)を開催した。写真。

要望の方針を議論

令和6年度
税制改正
政策委員会、開催



日税政は6月13日、日本税理士会館(品川区)において第2回政策委員会(秋山典久委員長)を開催した。写真。

日税政は6月13日、日本税理士会館(品川区)において第2回政策委員会(秋山典久委員長)を開催した。写真。

日税政は6月13日、日本税理士会館(品川区)において第2回政策委員会(秋山典久委員長)を開催した。写真。

日税政は6月13日、日本税理士会館(品川区)において第2回政策委員会(秋山典久委員長)を開催した。写真。

日税政は6月13日、日本税理士会館(品川区)において第2回政策委員会(秋山典久委員長)を開催した。写真。



配信希望者を募集

日本税理士政治連盟では、税制改正陳情の様子や、議員との懇談会などをメールマガジン「日本税政連ニュース」として配信していきます。配信希望の方は、日本税理士政治連盟ホームページの専用フォームより必要事項を入力の上、配信登録を行ってください。写真。

日本税理士政治連盟では、税制改正陳情の様子や、議員との懇談会などをメールマガジン「日本税政連ニュース」として配信していきます。配信希望の方は、日本税理士政治連盟ホームページの専用フォームより必要事項を入力の上、配信登録を行ってください。写真。

日本税理士政治連盟では、税制改正陳情の様子や、議員との懇談会などをメールマガジン「日本税政連ニュース」として配信していきます。配信希望の方は、日本税理士政治連盟ホームページの専用フォームより必要事項を入力の上、配信登録を行ってください。写真。

理想を掲げて 暗夜を行く

北陸会 木村 岳二

文中、坂本龍馬がの政治を動かして、沌とした暗夜の中、徒党(とどう)といふ。それが議会というものだ。現を用いて議会に、夜明け前が一番暗く、良き理解者であって語っている。日という。江戸幕府の国会議員をこれか本は、幕法によって、最期の暗夜の中、長らも支援して参りた徒党を組むことは最州藩や薩摩藩などが。

司馬遼太郎の罪になつてい中心となつて、国民のところが驚いた主権の議会制度の確立という「一灯」を「龍馬」をどは公然と徒党を組掲げて大政奉還を成就させた。

再読すると、徳川家、他、徒党と大、明治維新から150年を過ぎた今、民革命がいかに成し遂げられたいか、理想を掲げて、暗夜を行く。選んだ政治にかかっている。混

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。

(例) うっかりミスなど

- ・税法上の選択誤りや届出失念
- ・優遇措置の適用失念
- ・一般に修正が認められるケースでの更正請求の期限経過

さらに、「事前税務相談業務担保特約」をオプションで追加すれば、主契約における税理士業務以外でのアドバイス誤りにより過大納付税額(還付不能税額を含む)が発生した場合も対象となります。

(例) ・合併に際しての助言誤りで繰越欠損金の期限切れが生じた

- ・法人設立時の資本金に関する助言誤りで免税期間が短縮された

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

お問い合わせ先 (株)日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ

www.zeirishi-hoken.co.jp

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

組織率向上など議論

全国組織委員長会議を開催

日税政は6月20日、日本税理士会館(品川区)において第3回組織委員会(吉田恵幸委員長)・全国組織委員長会議を開催した。

組織委員会では全国組織委員長会議の進行を確認し、次年度の組織活動方針・予算案の審議を行った。

組織委員会の閉会后、続けて全国組織委員長会議を開催した。会議では各単位税政連の組織率の現状と課題、今後の施策について2分〜3分程度の時

間、説明が行われた。税理士会から送付される会報に政治連盟への加入勧奨のチラシやリーフレットを同封し、未加入会員へのアプローチを行うことや、証券交付式での説明で入会を促している、といった説明が多く寄せられた。

改善施策では税理士登録の際の支部長面接の段階から政治連盟の存在意義を丁寧に説明する、税理士法人の所属税理士の加入率をより向上させていく手立が必要である、勉強会や懇談会を開催し国会議員と直接交流のできる機会を増やすことなど、様々な意見が寄せられ活発な意見交換を行った。

会議の後半では令和2年に和解により終結した栃木税政連での会員地位不存確認等請求事件について、秋山政策委員長より訴訟の経緯について説明が行われた。



全国組織委員長会議

溪流

解散が囁かれていた通常国会も6月21日に会期末を迎え閉会となり、日税連は令和6年度税制改正建議の機関決定、また日税政も税制改正要望を決定した。

ここ数年、各府省庁から概算要求・税制改正要望の提出が出される(通常は8月末)前までに税理士会からの建議・要望をとりあげていただくことを主眼として、関係主要議員に陳情する活動を探っており、税政連における具体的動きは7月になるであろう。

「骨太の方針」が初めて発表されたのが小泉政権下(2001年6月)であった。この「骨太の方針」は経済政策、財政政策の柱が示されており、結果、その年末の年度予算を見越している。

当然、次年度の(さらに長期先の)税制に影響を及ぼす内容も含まれる。税理士会、税政連としては、この情報(動向)の入手が必須である。ここで活躍して欲しいのが税理士による国会議員後援会である。勿論、必ず(最も身近な)支部の意向を聞き、正の動向に注視、情報入手の後援国会議員との日々の立会いが重要である。

早期の活動開始へ 基本は後援会活動にある

長期先の(税制に影響を及ぼす内容も含まれる。税理士会、税政連としては、この情報(動向)の入手が必須である。ここで活躍して欲しいのが税理士による国会議員後援会である。勿論、必ず(最も身近な)支部の意向を聞き、正の動向に注視、情報入手の後援国会議員との日々の立会いが重要である。

早期の活動開始へ 基本は後援会活動にある

情報交換の積み重ねが大切になっていく。税政連への加入率低下が全国的な傾向にある。このことをいわれて久しいが、税政連への加入と併せて税理士後援会への加入も勧奨していただきたい。

税政連への加入勧奨については、各地区税政連の動きはもちろんだが、さらに

的に組織率の向上を目指す一方、勧誘に当たっては様々な事情を再確認した。

最後に坂井学衆院議員よりあいさつがあり、自民党税調の幹事としての仕事内容等の現状をお話いただいた。

坂井議員は税理士会並びに税政連の活動についても十分に理解をされている。税制改正要望をしていくなかで、後援会としての支援を積極的に行うことも、同議員の活躍に期待をしたい。

来賓のあいさつでは、三堀会長、鈴木会長、鈴木副会長、祝辞が述べられた。

総会は日下部文映議長、長谷川進副議長、元で議事及び報告事項を行い、会長には笠原美和会員を

5月19日、戸塚区総真。当日は来賓として、三堀孝夫東地税政連会長、中川公登幹事長、神奈川5区)の設立、鈴木宗晴神奈川県連会総会が開催された。長と田中秀拓幹事長の出席があった。

来賓のあいさつでは、三堀会長、鈴木会長、鈴木副会長、祝辞が述べられた。

総会は日下部文映議長、長谷川進副議長、元で議事及び報告事項を行い、会長には笠原美和会員を

議員連盟ニュース

自民党の税理士制度改革推進議員連盟に、新たに次の議員が加入した。これにより同連盟メンバーは234人(衆議院議員175人、参議院議員59人)となった。(令和5年5月31日現在)

若林洋平 参、静岡選挙区

トラブル続出 マイナンバーカード

地方短信用

税理士によるさかい学 後援会が設立総会開催

東京地方税理士政治連盟

5月19日、戸塚区総真。当日は来賓として、三堀孝夫東地税政連会長、中川公登幹事長、神奈川5区)の設立、鈴木宗晴神奈川県連会総会が開催された。長と田中秀拓幹事長の出席があった。

来賓のあいさつでは、三堀会長、鈴木会長、鈴木副会長、祝辞が述べられた。

総会は日下部文映議長、長谷川進副議長、元で議事及び報告事項を行い、会長には笠原美和会員を

議員連盟ニュース

自民党の税理士制度改革推進議員連盟に、新たに次の議員が加入した。これにより同連盟メンバーは234人(衆議院議員175人、参議院議員59人)となった。(令和5年5月31日現在)

若林洋平 参、静岡選挙区

退職金対策、考えていますか?!

ぜいたいきょうは、1983年(昭和58年)の設立以来、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度運営を通じて、皆様の繁栄を応援しています。

退職金のことなら ぜいたいきょうにお任せください!

えっ? 複利で2%!!

会員急増中!

安心できる退職金制度は? 関与先にも紹介したい...

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための ぜいたいきょうの「特定退職年金共済制度」は...

- 満65歳未満までOK!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上
- 充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)
- 関与先の皆様もご契約できます
- 月額3,000円から確かな保証!
- 制度の詳細はホームページをご覧ください
- 複利はなんと2%!!!

より分かりやすくリニューアル! 検索

一般社団法人 ぜいたいきょう 税退共 (旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階 Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261 https://www.zeitaikyoo.com

※東京税理士会の会員の皆様は、一般財団法人東京税理士事務所職員退職年金共済会へご加入ください。

地方短信

第50回定期大会を開催

名古屋税理士政治連盟

名古屋税理士政治連盟 第50回定期大会を開催
(菱田裕之会長)は、6月9日、名古屋東急ホテル(名古屋市中)で開催するとともに、



政報告会及び懇親会を開催した。
来賓として太田直樹日税政会長、久保直己近畿税政連会長、田中克明東海税政連会長、尾崎秀明名古屋会会長を迎え、代議員及び役員等が出席した。
岡部豊生副会長の開会のことは、菱田会長のあいさつに続いて、栗田敬八代議員が議長に選出され、議事に入った。

役員選任の件の5議案は原案のとおり可決承認された。
続いて、支部表彰が行われ、次に太田会長、久保会長、田中会長、尾崎会長から祝辞をい

ただき、村瀬三浩副会長の閉会の辞をもって定期大会は終了した。
引き続き開催された国政報告会では、田島員(国民・愛知選挙区)、近藤昭一衆院議員(立民・愛知3区)、

淳司衆院議員(自民・愛知7区)、牧義夫衆院議員(立民・比例東海)、大塚耕平衆院議員(国民・愛知選挙区)から国政報告会について報告が行われた。

里見隆治参院議員(公明・愛知選挙区)、斎藤政人参院議員(自民・愛知選挙区)、伊藤孝藤嘉隆参院議員(立民・愛知選挙区)から国政報告会について報告が行われた。

かし名古屋市長、藤川政人参院議員(自民・愛知選挙区)、伊藤孝藤嘉隆参院議員(立民・愛知選挙区)があいさつした。

日税政の動き
3・17 広報委員会
4月号会報の企画・編集
3・31 正副会長会
税制改正への対応につ

いて
4・6 組織委員会
令和5年度会費の徴収状況アンケートについて
4・13 後援会対策委員会
国会議員等後援会に係る助成措置について

対策委員長、室谷後援会対策委員長、池谷後援会長が出席
6・13 政策委員会
令和6年度税制改正要望目のアンケート結果について
6・14 正副会長会
令和6年度税制改正要望書について

地方短信

第55回定期大会を開催

九州北部税理士政治連盟

九州北部税理士政治連盟(上村常憲会長)は6月16日、ホテル日航福岡(福岡市)において、来賓に名倉明彦日税政副会長を迎え第55回定期大会を開催した。
冒頭、上村会長があいさつに立ち、「一會員の皆様方には、日頃から政治連盟の活動にご理解とご協力をいただ



き、厚く御礼申し上げたい。令和5年度税制改正大綱において我々の要望が実現したのは、會員の皆様や後援会による陳情を含めて積極的に活動いただいたお陰であり、感謝申し上げます。
その後議事に入り、その後議事に入り、

役員選任の件など、上程された7議案について審議の結果、いずれも賛成多数で原案どおり可決承認された。
最後に、新たに会長に選任された永松雄一郎新会長から「政治連盟にとって最も重要な活動は国政選挙への対

策委員、室谷後援会対策委員長、池谷後援会長が出席
6・13 政策委員会
令和6年度税制改正要望目のアンケート結果について
6・14 正副会長会
令和6年度税制改正要望書について

3・17 広報委員会
4月号会報の企画・編集
3・31 正副会長会
税制改正への対応につ

いて
4・6 組織委員会
令和5年度会費の徴収状況アンケートについて
4・13 後援会対策委員会
国会議員等後援会に係る助成措置について

望書について
6・16 広報委員会
7月号会報の企画・編集
6・20 組織委員会
全国組織委員会の進行について
6・20 全国組織委員長会議
組織率の現状と課題、及び今後の施策について
6・23 幹事会
令和6年度税制改正要望書

地方短信

第54回定期大会を開催

南九州税理士政治連盟

南九州税理士政治連盟(宮本律夫会長)は、6月22日、ホテル日航熊本(熊本市)において、40余名が参加して、上村常憲日税政副会長、稲岡政弘南九州専務理事を迎え、第54回定期大会を開催した。
冒頭、此本英一郎副会長の開会の辞の後、宮本律夫会長があいさつに立ち「昨年7月開催の参議院議員通常選

挙において推薦4名全員の当選を果たした。各後援会を中心とした活動あつての結果である。衆議院解散の噂もつい最近流れていた。いつ選挙があつても良いように日頃からの活動をお願いしたい。また、税制改正要望につ

これは税政連活動の大きな成果である。消費税についても単一税率に戻すことを税理士会と一体となり国会議員との距離を縮め、十分に理解いただけるよう今後も陳情活動をしていきたい」と税理士会と税政連との連携の必要性を述べた。

続いて、白井清也総務会長が議長に選出され、議事に入り、上程された議案は、いずれも

満場一致で原案のとおり可決承認され、大会決議文が下山剛副幹事長により力強く朗読された。

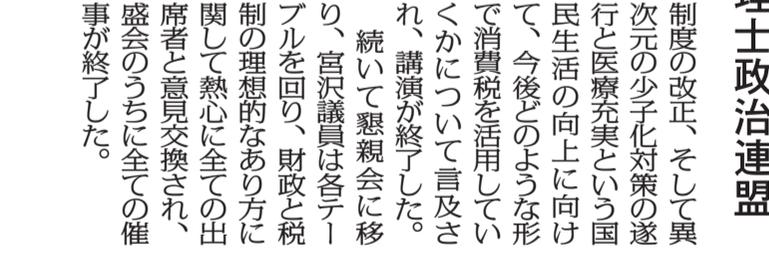
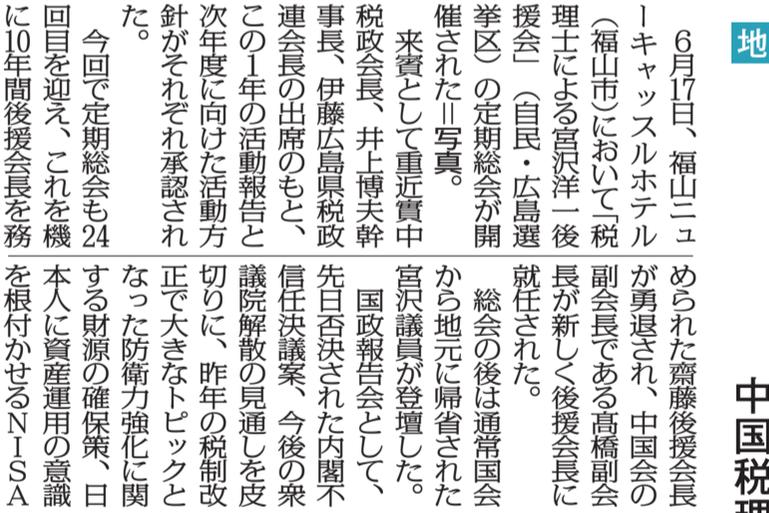
再任の宮本会長から、未加入税理士に対し税政連の重要性を伝えていく「税政連会員増強活動」を中心にあいさつがあり、上村副会長、稲岡専務からの祝辞、平本和則幹事による祝電披露、右田省二副会長による頑張ろうコールと続き、此本副会長の閉会の辞をもって定期大会は終了した。

6月17日、福山ニューキャッスルホテル(福山市)において「税理士による宮沢洋一後援会」(自民・広島選挙区)の定期総会が開催された。
来賓として重近實中税政会長、井上博夫幹事長、伊藤広島県政連会長の出席のもと、この1年の活動報告と次年度に向けた活動方針がそれぞれ承認された。

今回で定期総会も24回目を迎え、これを機に10年間後援会長を務

められた齋藤後援会長が勇退され、中国会の副会長である高橋副会長が新しく後援会長に就任された。
総会の後には通常国会から地元へ帰省された宮沢議員が登壇した。
国政報告会として、先日否決された内閣不信任決議案、今後の衆議院解散の見通しを皮切りに、昨年の税制改正で大きなトピックとなった防衛力強化に関する財源の確保策、日本人に資産運用の意識

制度の改正、そして異次元の少子化対策の遂行と医療充実という国民生活の向上に向けて、今後どのような形で消費税を活用していくかについて言及され、講演が終了した。
続いて懇親会に移り、宮沢議員は各テーブルを回り、財政と税制の理想的なあり方に関して熱心に全ての出席者と意見交換され、盛会のうちに全ての催事が終了した。



全税共の

事業承継顧客紹介制度

(M & A 等)

会社の未来に不安を抱える関与先の力に！

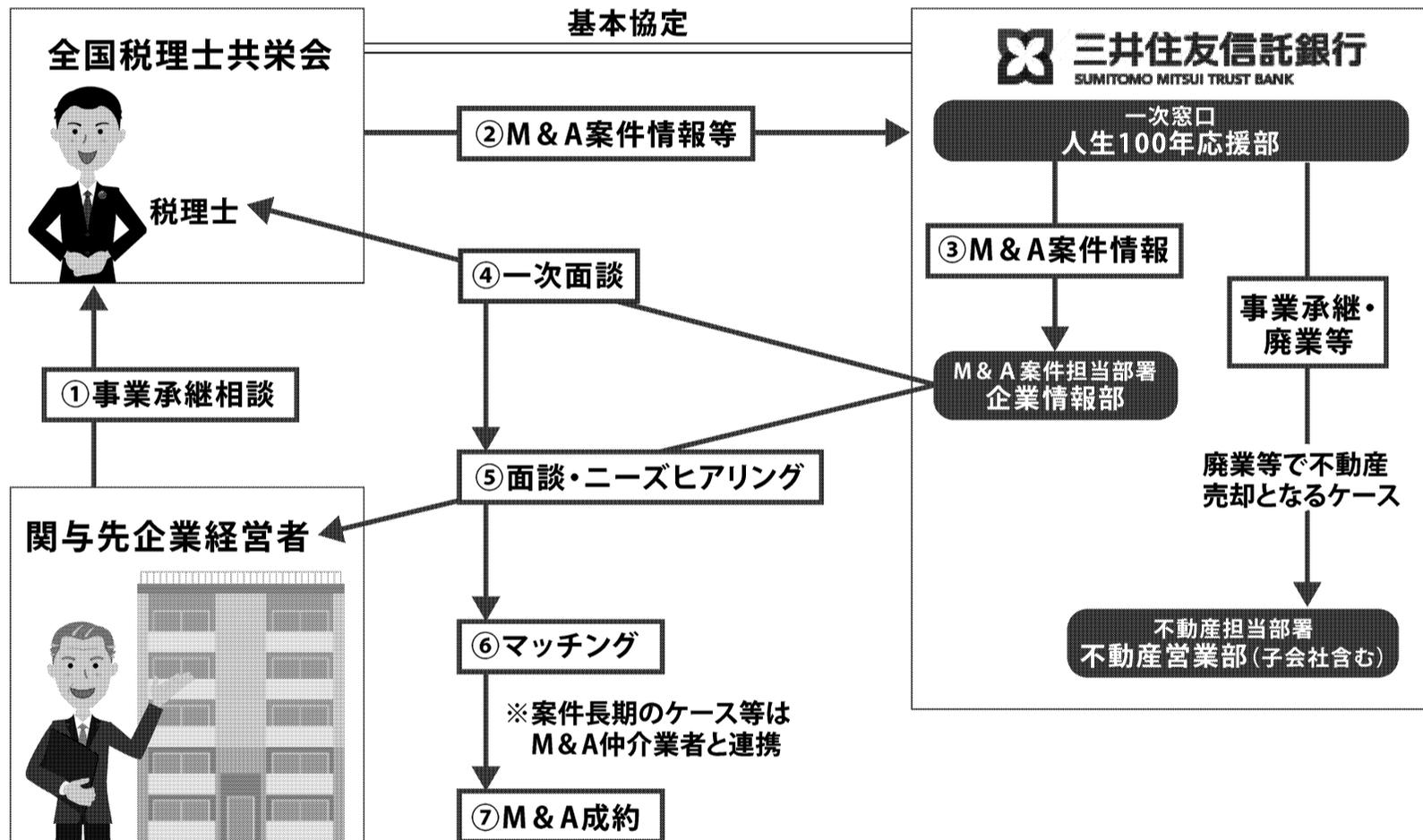
三井住友信託銀行の「事業承継(M&A等)に関する顧客紹介制度」は、M&Aのみならず、親族・従業員承継や、廃業に伴う不動産売却など、あらゆる角度から事業承継をサポートします。ぜひご利用ください。



三井住友信託銀行が全面サポート

関与先の円滑な事業承継を応援

ご相談時から、円滑な事業承継の実現に向けて顧問税理士と三井住友信託銀行が手を携えて進めて参ります。



本件に関するお問い合わせ先
三井住友信託銀行 人生100年応援部民事信託共創チーム 03-3286-8229

ご紹介に際してご留意いただきたい事項

- (1) 本制度は税理士先生からM&Aニーズをお持ちの関与先を三井住友信託銀行にご紹介いただく制度であり、同銀行の取扱商品・サービスにかかる勧誘・商品説明等は同銀行が行います。税理士先生は、お客さまに対して、三井住友信託銀行が取り扱う個別具体的な商品の勧誘や説明を行うことはできません。
- (2) ご紹介にあたっては、三井住友信託銀行への個人情報の提供について、関与先本人から事前の同意を得る必要があります。(三井住友信託銀行所定の「ご紹介票(兼同意書)」に、関与先さまのご署名をいただくことが必要です。)
- (3) 遠隔地である場合など対応できないエリアもございます。あらかじめご承知おきください。

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>

全税共

検索



後援会組織の更なる拡大を



室谷後援会対策副委員長

「永岡 ずっと専業主婦 といいために、マッサージはそうすね。」

マッサージでリフレッシュ

「文部科学大臣として、日々多忙かと思いで、ご飯を作るといって、趣味やリラック

「永岡議員の政策 や、目指していること など、お考えをお聞かせいただけませんか。」

「5月12日から15日に 7年ぶりにG7教育大臣会合を富山県及び石川県で開催しました。」

「最後に永岡議員か とが懸念されます。それが税理士の先生方です。」

デジタル人材の育成に尽力を

「共通の課題でした。 また、IT関係の技術者や研究者が少ないことも分かりました。」

「国としてはこのよう な部分で、きちんと研修を行う必要がありま す。地域や学校ごとに 差が出ないように、そ

「その数がどんどん増 えました。コロナ禍で落 きてきているようです。」

「永岡 池谷会長には以 前より1方2千を超えが、今また数が戻って 前からしっかりと子

「子供との関係性がこじ りの視点や母親としての 視点があること、その上



池谷後援会長

「供たちに租税教育をし ていくことをお願いし たい」と伝えられてお

「大臣会合での共通の課 題は、不登校になる児 童が増加しているとい

対談を終えて 後援会対策委員長 河合 省吾 「アクティブ」の取材としては初の現役の大臣へのインタビューになりました。

JDLのAI-OCRで業務改善 「JDL AI」が会計事務所の “三大入力負荷”を大幅に削減! AI-OCR 仕訳入力システム AI-OCR 年末調整入力システム AI-OCR 確定申告入力システム

税理士による伊吹文明後援会

活動37年 解散総会

近畿税理士政治連盟

4月15日、京都プライトンホテル(京都市)において「税理士による伊吹文明後援会」の解散総会が開催された。写真は、伊吹前議員が令和3年10月に政界から引退されたことによる。



当日は来賓として、連盟から重近實会長と伊吹文明前議員、後継者である勝目やすし衆議員、近畿税理士政治連盟より、久保直己会長、田達満幹事長、京都府支部連より木村敏之会長が参加した。また、中国税理士政治

言葉が述べられ、感謝します。国と京都の明日の贈呈があった。伊吹前議員からは、「昭和58年の総選挙初当選で議員になる前から、税理士の先生方には後援会を作っていた。私生活への支持支援に心から感謝を申し上げたい」と解散に際してのあいさつがあった。勝目議員からは、「品位ある政治を實踐してこられた伊吹先生の謙虚な政治姿勢を学び、地元京都と国との橋渡し役として全力を尽くす」と決意表明があった。

解散に寄せて 後援会長 室谷澄男

伊吹文明先生は、昭和58年伊吹議員を支えてきたことに生方にもご参加いただくことのできる。会員数も164名であったが、衆議院議員の後援会として、後援会が設立された。近畿税連では最も多かったのではない。また、会員の先生方には選挙の際、こちらから一方的に



室谷後援会長より感謝状の贈呈

私は、伊吹先生とは長きに渡り後援会を通して大変親しくさせていただきました。後援会長として、近畿税定期大会・日税政定期大会に出席できたこと、とても良

成30年までの約6年半、そして日本のためにご尽力をいただいた経験となった。私が今年4月15日に解散するまでの約5年間を務めさせていただいた。幹事長には、清水久雄先生、北尾利久先生、私、松村一郎先生と、私以外は京都の税理士業界の錚々たるメンバーで

写真で振り返る伊吹前議員と税政連の活動

伊吹前議員は長年に渡り自民党税制調査会の幹部として税制改正に深く携わった。平成26年の税理士法改正において実現した公認会計士への税理士資格の自動付与の廃止は伊吹前議員に大きなお力添えをいただいていた。平成27年11月17日の自由民主党税理士制度改革推進議員連盟の第22回総会において故町村信孝議員の後任として会長に就任後、令和3年まで会長として税理士制度発展のためにご尽力いただいた。7月号特集として「写真で振り返る伊吹前議員と税政連の活動」と題し、写真を掲載する。



平成23年・後援会定期総会でのあいさつ



平成25年・日税政定期大会でのあいさつ



平成28年・インタビュー企画での小島前日税政会長(左)との対談風景



令和2年・税務支援視察の様相

令和6年度税制改正に 関する要望

令和5年6月

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

日税政は、令和6年度の税制改正への対応として、6月23日の幹事会で2つの要望書を機関決定した。一つは日税連の税制改正建議と同内容の33項目からなる「令和6年度税制改正に関する要望」、もうひとつは、特に緊急と思われる最重要要望3項目。

重点要望事項の全文を別刷りのリーフレットとして本会報紙に同封したほか、33項目の要望書の抜粋を以下のとおり掲載する。

「税制に対する基本的な視点」

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

令和6年度税制改正

最重要要望

1. 中小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給与税制を見直すこと。

(1) 中小法人の配当促進税制を整備すること

近年、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが重要であるとされてい

る。このため、令和5年度税制改正では上場株式等についてNISA制度の拡充などの改正が行われたが、中小法人に対する投資については、それを促進する措置は整備されていない。したがって、中小法人についても配当を行いやすい環境を整えるべきである。

人が配当を行う場合には、中小法人の所得のうち配当に充てられた部分に対する法人税率を低くするとともに、中小法人の個人株主が配当を受ける場合にも申告分離課税制度を認めることや配当控除を引き上げること検討すべきである。なお、この場合には、取引相場のない株式等の評価に際して株式評価額が上昇しないような制度とすることが必要である。

(2) 役員給与は原則として全額損金の額に算入すること

会社法制定により役員報酬の利益処分手続が廃止され、企業会計基準の改正により役員給与が職務執行の対価と位置付けられるなど、役員給与の性質は、本来的に役員報酬の範囲に属するものであると認められる。したがって、経営者のモチベーションを高めるために、損金不引先から消費税相当額を収受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕入税額控除は認められない。このため、非課税取引となる資産の譲渡等をする者は、最終消費者ではないにもかかわらず、仕入に係る消費税につ

いて実質的に負担する仕組みとなっている。また、居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限のように特定の租税回避行為に対してその都度当該取引を非課税取引とするような対処方は、税制の簡素化に反する。

非課税取引として消費税法別表第一(第6条関係)に掲げられる取引には、「税の性格から課税対象とすることになじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があるが、社会政策的な配慮に基づくものや日本郵便株式会社等が行う郵便切手類の譲渡については、課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

(2) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと

消費税の軽減税率制度は、低所得者への逆進性対策としては非効率的であること、「社会保障と税の一体改革」という当初の目的から乖離して歳入を毀損し、その補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること、区分経理等により事業者の事務負担が増加していること等の理由から、早期の見直しを図るべきである。

消費税率の逆進性の緩和対策としては、必ずしも税制の枠内で解消する必要はなく、マイナンバーを利用した簡素な給付措置を導入するなど給付面を含めた税制・社会保障制度全体の中で解決することが適切である。

3. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

(1) 基礎的な人的控除の見直し

基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除は、憲法第25条が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するための基礎的な人的控除と解される。課税最低限を示すものである。課税最低限は、財政事情を考慮しつつも、生活保護水準等を参考に決定していくことが望ましく、現行の基礎的な人的控除はその額を引き上げるべきである。また、近年、働き方の多様化により、被用者に近い自営業主(雇用的自営)の割合が高まっており、事業所得等との関係からみて「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより一層拡充し、給与と所得控除額について、その構成を明らかにする。

4. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とすること。

5. 医療費控除を見直すこと。

6. 業務用不動産の譲渡損失について、繰上通算及び翌期以降の繰越しを認めること。

7. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。

8. 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を1ヶ月後ろにずらすこと。

抜本的に見直されてきたが、法人税法第34条(役員給与の損金不算入)の規定は、損金に算入される役員給与を限定列挙する形式になっている。

役員給与は職務執行の対価であり、法人税法第22条により原則として損金の額に算入すべきである。なお、この場合には、取引相場のない株式等の評価に際して株式評価額が上昇しないような制度とすることが必要である。

したがって、経営者のモチベーションを高めるために、損金不引先から消費税相当額を収受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕入税額控除は認められない。このため、非課税取引となる資産の譲渡等をする者は、最終消費者ではないにもかかわらず、仕入に係る消費税につ

いて実質的に負担する仕組みとなっている。また、居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限のように特定の租税回避行為に対してその都度当該取引を非課税取引とするような対処方は、税制の簡素化に反する。

非課税取引として消費税法別表第一(第6条関係)に掲げられる取引には、「税の性格から課税対象とすることになじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があるが、社会政策的な配慮に基づくものや日本郵便株式会社等が行う郵便切手類の譲渡については、課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

(2) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと

消費税の軽減税率制度は、低所得者への逆進性対策としては非効率的であること、「社会保障と税の一体改革」という当初の目的から乖離して歳入を毀損し、その補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること、区分経理等により事業者の事務負担が増加していること等の理由から、早期の見直しを図るべきである。

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、このように所得計算上の控除が適用されない事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除額を縮減したうえで、基礎的な人的控除の額を引き上げるべきである。その際には、負担調整の比重を、個々の人的事情に左右されない基礎控除に移すことが望ましい。

① 給与所得控除の縮減

給与所得控除は「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」の要素を持つが、現状では給与収入総額の3割程度の控除水準であり、この2分の1とされる「勤務費用の概算経費」の部分に比べて比較しても、給与所得者の必要経費の試算額である給与収入の4割を大幅に超えている。また、近年、働き方の多様化により、被用者に近い自営業主(雇用的自営)の割合が高まっており、事業所得等との関係からみて「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより一層拡充し、給与と所得控除額について、その構成を明らかにする。

1. 起業を促進する税制

2. 所得税の申告期間

3. 中小法人の減価償却方法は定率法と定額法の選択適用を維持すること。

4. 研究開発税制及び償上促進税制における繰越税額控除限度超過額等について、繰越控除制度を設けること。

5. 同族会社の留保金課税制度を廃止すること。

6. 受取配当等はそ

10. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。

11. 引当金の損金算入規定を見直すこと。

12. 退職給付引当金・賞与引当金

税制改正要望項目

【所得税・法人税等起業を促進する税制】

- 1. 起業を促進する税制
- 2. 所得税の申告期間
- 3. 中小法人の減価償却方法は定率法と定額法の選択適用を維持すること。
- 4. 研究開発税制及び償上促進税制における繰越税額控除限度超過額等について、繰越控除制度を設けること。
- 5. 同族会社の留保金課税制度を廃止すること。
- 6. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。
- 7. 引当金の損金算入規定を見直すこと。
- 8. 退職給付引当金・賞与引当金

【所得税】

- 1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とすること。
- 2. 医療費控除を見直すこと。
- 3. 業務用不動産の譲渡損失について、繰上通算及び翌期以降の繰越しを認めること。
- 4. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。
- 5. 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を1ヶ月後ろにずらすこと。

【中小法人税制】

- 1. 中小法人の所得のうち配当に充てられた部分に対する法人税率を低くするとともに、中小法人の個人株主が配当を受ける場合にも申告分離課税制度を認めることや配当控除を引き上げること検討すべきである。
- 2. 役員給与は原則として全額損金の額に算入すること

【消費税】

- 1. 消費税率の逆進性の緩和対策としては、必ずしも税制の枠内で解消する必要はなく、マイナンバーを利用した簡素な給付措置を導入するなど給付面を含めた税制・社会保障制度全体の中で解決することが適切である。
- 2. 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと

【法人税】

- 10. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。
- 11. 引当金の損金算入規定を見直すこと。
- 12. 退職給付引当金・賞与引当金

【貸倒引当金】

- 12. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。
- 13. 交際費等の損金不算入制度について、損金算入要件を緩和すること。
- 14. 適格請求書等保存方式について、中小事業者の実務を踏まえた柔軟な運用を行うこと。
- 15. 基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対して選択によって申告をしなくても納税義務が免除される制度を創設すること。
- 16. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。

税の不均衡を是正するため、公的年金等控除の年齢による差異をなくすべきである。さらに、公的年金等収入と給与収入の双方がある者については、平成30年度税制改正で若干の見直しが行われたものの、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直すことが必要である。

にしたうえで縮減すべきである。

② 公的年金等控除額の縮減

公的年金等への課税は、保険料の拠出時に社会保険料控除として全額控除され、年金の受給時には公的年金の受給額がなされたものの、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直すことが必要である。

次にページへ続く

前ページから続く

17. 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件を緩和すること。

18. 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。

19. 相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後5年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。

20. 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。

21. 法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限を延長し、各種届出や申告手続を簡素化すること。

22. 償却資産に係る固定資産税制度について、制度のあり方を抜本的に見直すこと。

23. 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること。

24. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。

25. 課税対象事業及び税率を見直すとともに、個人事業税の事業主控除額を引き上げること。

【納税環境整備・その他】

26. 税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。

27. 個人番号の利便性を向上させようとする。個人事業者番号の導入について検討すること。

28. 国際的な相続税の二重課税及び租税回避の防止の観点から、相続税に係る租税条約の締結を進めること。

29. 外国税額控除に付いて、控除限度超過等の繰越期間を延長すること。

30. 非居住者等から日本国内の土地等を買受ける場合における源泉徴収義務者の負担を軽減すること。

今後の税制改正についての基本的な考え方

【所得税・法人税等 起業を促進する税制】

我が国の経済・社会構造の変化及び経営者の高齢化の進展に伴い、中小法人・小規模事業者の数は年々減少を続けているが、我が国の開業率は欧米に比べて低い水準で推移していることもその要因の一つと考えられる。

個人所得課税においては、担税力に応じた課税を行うための負担調整措置として、所得の種類に応じた所得計算法階での控除と、個人の人的な事情を考慮した基礎控除等の各種の所得控除が設けられている。多様化した所得の稼得形態や働き方に対する課税の中立性を確保するためには、累進税率構造を再考すべきである。

近年、我が国では所得再分配機能の回復や、経済社会の変化による多様な所得の稼得形態や働き方に対応し、基礎的な

31. 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すこと。

32. 災害損失特別勘定の損金算入及び益金算入に関する適用要件を緩和すること。

33. 東日本大震災復興特別区域法の適用要件を緩和すること。

【災害対応税制】

人的控除を中心とした制度を構築すべきである。また、基礎的な人的控除が所得の最低生活費部分を課税対象外とする機能を有していることと、所得控除方式には税額計算を行うまでもなく納税の有無を容易に判断できる簡便性があることを勘案し、可能な限り税額控除方式等に移行すれば、所得再分配機能を一定程度回復させることができる。また、申告納税者の所得税負担率は、合計所得金額が1億円をピークに、所得金額が増加するほど減少するという通減現象が見られる。これは、有価証券の譲渡益が分離課税とされ、一律に低い比例税率が適用されるためであり、結果として、金融所得の割合が大きくなり、高所得者の負担率が低くなっている。

また、申告納税者の所得税負担率は、合計所得金額が1億円をピークに、所得金額が増加するほど減少するという通減現象が見られる。これは、有価証券の譲渡益が分離課税とされ、一律に低い比例税率が適用されるためであり、結果として、金融所得の割合が大きくなり、高所得者の負担率が低くなっている。

出、あらゆる経済活動を生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要であるとして、廃止を含めた見直しを検討されている。

【法人税】

我が国の課税強化を図れば、資金が国外に流出する事態を招くおそれがあることに留意する必要がある。さらに、税制には、税の簡素化という観点から、中小法人が近年の深刻な人手不足、ICT化へ向けて必要となる設備投資、エネルギー等を中心としたコストプッシュ型の物価上昇等による収益環境の悪化といった環境変化に対応していくためには、内部留保の充実をはじめ、事業の存続や新規事業への取組みに支障がないよう、課税による継続的な支援が必要である。

我が国の法人税は、税率引下げに伴う税収確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあったところ、令和5年度税制改正において、国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境を整備するものとして、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(グローバル・ミニマム課税)が導入されることとなった。

今後の法人税制の改正にあたっては、税率の見直しと課税ベースのトレードオフによる財源確保の観点ではなく、適正な課税ベースの構築を基本に据え、公平・中立が維持できる制度となるようにすべきである。この点、一税目の中で税収中立を前提条件とするのではなく、税体系全体での税収確保のあり方を議論することや、場合によっては社会保障制度と税制全体を総合的に勘案して制度設計を行うことを議論する必要もある。

令和5年度税制改正においては、経営者の大胆な挑戦を可能とし、働き手に新たな活躍の場を提供する新たな産業の創出・育成を推進するため、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化する措置として、エンジェル税制やオープンインベション促進税制が拡充されることとなった。また、人への投資を促進することや、企業による先導的人材投資に係る税制を創設するとともに、研究開発税制が見直されることとなった。こうした改正が機能すれば、2000兆円に及ぶ個人金融資産や5500兆円に及ぶ企業の内部留保の有効活用が見込まれるが、これらのうち特に相続税特別措置について、その有効性等を検証したうえで、真に必要なものに限定すべく整理すべきである。

我が国の消費税は平成25年度税制改正により基礎控除額が引き下げられた結果、富の再分配機能は一定程度の回復が図られたと見られる。今後の相続税については、とりわけ高額な相続財産に対しては、一層の課税強化を行う余地がある。令和5年度税制改正では、暦年課税制度が廃止されるのではないかと懸念がある中、暦年課税と相続時精算課税の選択制が維持されたことについて、一定の評価はできると考える。また、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する

課税売上高による納税義務の判定を廃止し、当年又は当事業年度における課税売上高による課税事業者の判定をし、課税売上高が一定額以下の場合、納税者の選択によって申告をしないことも納税義務が免除される制度を創設する。

【消費税】

我が国の消費税は平成25年度税制改正により基礎控除額が引き下げられた結果、富の再分配機能は一定程度の回復が図られたと見られる。今後の相続税については、とりわけ高額な相続財産に対しては、一層の課税強化を行う余地がある。令和5年度税制改正では、暦年課税制度が廃止されるのではないかと懸念がある中、暦年課税と相続時精算課税の選択制が維持されたことについて、一定の評価はできると考える。また、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する

①軽減税率制度は逆進性対策として非効率であり、財政への影響が大きいこと、また、事業者及び課税庁のコスト削減等の観点から、単一税率制度とする。

②事務負担が過度とならないよう、適格請求書等保存方式を見直す。

③課税ベースを狭めることとなる非課税取引の範囲を縮小する。

④基準期間における

観点から「資産移転時期の選択に中立的な税制の構築」を掲げ、暦年課税制度による生前贈与の加算対象期間が

伸長されたが、納税者の事務負担等を考慮し、一定の経過措置期間を設け徐々に伸ばしていくという措置が設けられた。相続時精算課税制度については、

移転時期の選択に中立性の高い税制としてより一層の利用促進を図る観点から、特別控除2500万円とは別に

相続税の課税価格への加算が不要で申告も不要な基礎控除100万円が創設された。少額贈与の申告やそれに伴

う記録管理等の負担軽減の観点からも望ましい改正と考える。さらに、受贈した土地・建

物が災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算する取扱いが設けられた

ことについては、日本税理士会連合会の要望が実現したものといえる。

教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与に係る特例については適用期限がそれぞれ延長されたが、贈与税が空洞化し、相続税の補完

税としての機能を弱めるとともに、資産格差の固定化につながる

ことから、適用期限の到来を見据えて廃止又は縮小すべきである。

現行の法定相続分課税方式は、すべての財産が把握できない場合には適正な申告を行うことができないことや

水平的公平が担保されないことなどの問題点が指摘されている。さらに近年では、個人の

権利意識の高まりにより自己の相続分に応じた税負担を重視する傾向が見られること

も、生命保険金等のみならず相続財産がある場合にもその内容を他の相続人に知られること

や親族外の者が事業継承税制を適用した場合に、親族外の者にその

相続全体の内容が知られることの問題が生じている。そのため相続

税の課税方式については、資産移転時期の選択に中立的な税制を構築していくうえで遺

産取得課税方式の導入を視野に入れて、今後検討すべきである。

また、喫緊の課題である中小企業の事業承継問題の解決を早期に

税制面から推し進めるためには、非上場株式の贈与税及び相続税の

納税猶予制度における免除要件の緩和や思い切った非上場株式の株価の評価減の制度を創設すべきである。

【地方税】 地方税制は、地方行政を安定的に運営する基盤であり、地方分権の確立や地方創生を推

進する観点からは、安定的で偏在性の少ない税制を構築することが必要である。

教育、福祉、警察、消防などの地域住民に密着した行政サービスは、その多くが地方行政により担われており、その行政費用はサ

ービスの提供を受ける地域住民によって負担されるべきことから、地方税には、公平・中

立・簡素の原則に加え、負担の分任性や応益性、そして自主課税権を尊重すること

が重視される。所得が低い者に課税を行うとその課税により所得格差が拡大する

こととなるが、住民福祉を増進する観点からは、税負担とともに給

付が適切に組み合わされて、より公平で実質的な所得の再分配が行われることが望ま

しい。中小企業者に対する課税については、事業の継続や雇用の確保の観点から、中小法人に

対して法人事業税の外形標準課税を適用すべきではなく、また一定規模以下の中堅法人に

対しても、企業育成の観点から、適用除外又は負担を軽減する措置を検討すべきである。

個人住民税について、現行制度は所得税よりも広い課税ベースを採用しており、地域

住民に広く負担を求め、税収の充実に一定の合理性がある。しかし、所得税と比べて所得控除額の水準が異なることや、確定申告が不要とされている所得の取扱いが所得税と異なるため、所得税で申告が不要でも、個人住民税の申告が必要となる場合があるというよう

な点がある。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響によりアフターコロナに向けて社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への対応や課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野において、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等自己負担であるべき寄附が、現行制度では自己負担する金額以上の経済的な利益が得られる仕組みとなってい

るため、制度を利用できる者としていない者が生じている。また、受益を受けている現居住地に納めるべき税の一部が他の自治体に移転してしまうことも、地方財政にとって深刻な問題を生じさせている。そのため、寄附税制のあり方について、現行制度の適正化を図る必要がある。

【納税環境整備】 社会環境の整備は、デジタル技術を活用し、顧客等のニーズを基にビジネスモデルや企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立させるデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応は、より迅速かつ具体的なものとなる。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響によりアフターコロナに向けて社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への対応や課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野において、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等自己負担であるべき寄附が、現行制度では自己負担する金額以上の経済的な利益が得られる仕組みとなってい

るため、制度を利用できる者としていない者が生じている。また、受益を受けている現居住地に納めるべき税の一部が他の自治体に移転してしまうことも、地方財政にとって深刻な問題を生じさせている。そのため、寄附税制のあり方について、現行制度の適正化を図る必要がある。

【納税環境整備】 社会環境の整備は、デジタル技術を活用し、顧客等のニーズを基にビジネスモデルや企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立させるデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応は、より迅速かつ具体的なものとなる。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響によりアフターコロナに向けて社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への対応や課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野において、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等自己負担であるべき寄附が、現行制度では自己負担する金額以上の経済的な利益が得られる仕組みとなってい

るため、制度を利用できる者としていない者が生じている。また、受益を受けている現居住地に納めるべき税の一部が他の自治体に移転してしまうことも、地方財政にとって深刻な問題を生じさせている。そのため、寄附税制のあり方について、現行制度の適正化を図る必要がある。

【納税環境整備】 社会環境の整備は、デジタル技術を活用し、顧客等のニーズを基にビジネスモデルや企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立させるデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応は、より迅速かつ具体的なものとなる。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響によりアフターコロナに向けて社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への対応や課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野において、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等自己負担であるべき寄附が、現行制度では自己負担する金額以上の経済的な利益が得られる仕組みとなってい

るため、制度を利用できる者としていない者が生じている。また、受益を受けている現居住地に納めるべき税の一部が他の自治体に移転してしまうことも、地方財政にとって深刻な問題を生じさせている。そのため、寄附税制のあり方について、現行制度の適正化を図る必要がある。

1. 経済社会の環境変化と納税環境の整備 企業がデジタル技術を活用し、顧客等のニーズを基にビジネスモデルや企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立させるデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応は、より迅速かつ具体的なものとなる。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響によりアフターコロナに向けて社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への対応や課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野において、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等自己負担であるべき寄附が、現行制度では自己負担する金額以上の経済的な利益が得られる仕組みとなってい

るため、制度を利用できる者としていない者が生じている。また、受益を受けている現居住地に納めるべき税の一部が他の自治体に移転してしまうことも、地方財政にとって深刻な問題を生じさせている。そのため、寄附税制のあり方について、現行制度の適正化を図る必要がある。

【納税環境整備】 社会環境の整備は、デジタル技術を活用し、顧客等のニーズを基にビジネスモデルや企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立させるデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応は、より迅速かつ具体的なものとなる。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響によりアフターコロナに向けて社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への対応や課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野において、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等自己負担であるべき寄附が、現行制度では自己負担する金額以上の経済的な利益が得られる仕組みとなってい

るため、制度を利用できる者としていない者が生じている。また、受益を受けている現居住地に納めるべき税の一部が他の自治体に移転してしまうことも、地方財政にとって深刻な問題を生じさせている。そのため、寄附税制のあり方について、現行制度の適正化を図る必要がある。

【納税環境整備】 社会環境の整備は、デジタル技術を活用し、顧客等のニーズを基にビジネスモデルや企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立させるデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応は、より迅速かつ具体的なものとなる。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響によりアフターコロナに向けて社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への対応や課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野において、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等自己負担であるべき寄附が、現行制度では自己負担する金額以上の経済的な利益が得られる仕組みとなってい

るため、制度を利用できる者としていない者が生じている。また、受益を受けている現居住地に納めるべき税の一部が他の自治体に移転してしまうことも、地方財政にとって深刻な問題を生じさせている。そのため、寄附税制のあり方について、現行制度の適正化を図る必要がある。

【納税環境整備】 社会環境の整備は、デジタル技術を活用し、顧客等のニーズを基にビジネスモデルや企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立させるデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応は、より迅速かつ具体的なものとなる。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響によりアフターコロナに向けて社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への対応や課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野において、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等自己負担であるべき寄附が、現行制度では自己負担する金額以上の経済的な利益が得られる仕組みとなってい

るため、制度を利用できる者としていない者が生じている。また、受益を受けている現居住地に納めるべき税の一部が他の自治体に移転してしまうことも、地方財政にとって深刻な問題を生じさせている。そのため、寄附税制のあり方について、現行制度の適正化を図る必要がある。

2. 税務におけるDXの具体的な推進 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像2.0」によれば、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指しての構想及び工程表が示されている。課税庁が有する各種情報について、個人情報等に十分配慮が求められるこ

と、当然であるが、課税庁の事務だけでなく、申告を行う際に参事となる情報が納税者に対して提供されることは、申告納税の理

念からも重要なことである。今後さらなる検討が始まる税務分野のデジタル化については、システムを保有する課税庁とシステム開発事業者に加えて、ユーザーとも位置づけられる納税者及び税理士からの視点も不可欠である。適正な税務申告の体制を実現するために、制度設計から運用・検証に至る各段階で、納税者・税理士の意見を取り入れる仕組みを構築すべきである。

3. 国税通則法等 複雑で難解な税法及び税務手続を専門家でない納税者が正しく理解することは必ずしも容易ではなく、納税者が誤った理解の下に不利益を被る可能性も高い。そのような状況において、納税者の最低限の権利保護を目的として、諸外国にも例の多い納税者憲章を制定するとともに、国税通則法第一条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加すべきである。

4. 公会計制度 国及び地方公共団体の財政状態や、行政コストの内容等を容易に把握するため、複式簿記や発生主義による「国の財務書類」等がより一層活用されるよう取り組むことが必要である。

5. 成年後見制度 成年後見制度の一層の活用を促進するため、例えば、所得税法及び相続税法上の障害者の範囲を見直し、被保佐人、被補助人及び任意後見における委任者で任意後見契約が有効な者についても障害者控除の適用対象とするなど、関連する税制及び税務上の取扱い等を見直す必要がある。

6. カーボンプライシング(炭素税等) 政府は、パリ協定やSDGsを踏まえた地球温暖化対策の一環として、税制のグリーン化を推進するとの方針を示し、近年、エネルギー課税や車体課税等を中心に税制改正を加速させるとともに、新たな解決方法としてカーボンプライシングの検討を開始している。

カーボンプライシングは、温室効果ガスの削減に資するだけでなく、あらゆる主体に対し脱炭素社会に向けた資金を含む資源の戦略的な配分を促し、新たな経済成長を実現する役割も期待できるものであるが、その導入にあたっては、例えばその税収等を活用して他の税目における減税措置を講ずるなど、事業者、特に中小企業者の経営には十分配慮すべきである。

また、脱炭素社会に向けて、より効率的な税制を構築する観点から、国と地方を通じた環境関連税制の体系を再検討する必要がある。

【国際税制】 2021年10月にOECD/G20「BEPS包括的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際的な合意がまとめられた。本国際合意は、市場国への新たな課税権の分配(第1の柱)とグローバル・ミニマム課税(第2の柱)か

らなる。この合意に則った法制度の整備を進めるため、令和5年度税制改正において、特定多国籍企業グループなどに属する内国法人に対し、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(グローバル・ミニマム課税)が導入された。同時に、国際的な情報収集の必要性から情報報告制度が創設された。これらの事務負担に対応するため、外国子会社合算税制(CFC税制)に関する見直しや申告書の添付書類等を簡素化された。

今後、さらなる国際的なルールが具体化するにつれて、国内法の整備が求められる。その過程で、我が国の税収確保や財政再建の観点から積極的な対応が必要であるが、その結果として、国内の企業に意図せざる課税が及ぶことのないように配慮すべきである。

また、令和5年度税制改正においても、東日本大震災以降、要望が続いてきた災害損失補償の繰越控除期間が3年間に5年間に延長された。さらに、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により相続時まで滅失した場合等について、相続時にその損失額を控除して再計算することとされた(再掲)。

しかしながら、災害の規模や被災地域の経済状況等によっては損害の回復や復旧に相当の時間を要する場合も想定されるため、災害による損失が十分に救済されるよう税制上のさらなる手当が必要である。

また、現場では、地方公共団体の税務上の対応に統一性がない事例が報告されており、手続の簡素化や統一化のための法整備をすべきである。各地方公共団体において、災害税制に関する担当者を育成するなどの対策が必要である。

【災害対応税制】 我が国においては、東日本大震災や平成28年熊本地震以降も豪雨や台風などの大災害が毎年のように発生し、今後も発生が予測されている。

日本税理士会連合会は、災害税制に関して「災害税制に関する基本法」を立法化すべき

である。また、被災地

の規模や被災地域の経済状況等によっては損害の回復や復旧に相当の時間を要する場合も想定されるため、災害による損失が十分に救済されるよう税制上のさらなる手当が必要である。

また、現場では、地方公共団体の税務上の対応に統一性がない事例が報告されており、手続の簡素化や統一化のための法整備をすべきである。各地方公共団体において、災害税制に関する担当者を育成するなどの対策が必要である。

【災害対応税制】 我が国においては、東日本大震災や平成28年熊本地震以降も豪雨や台風などの大災害が毎年のように発生し、今後も発生が予測されている。

日本税理士会連合会は、災害税制に関して「災害税制に関する基本法」を立法化すべき

である。また、被災地

の規模や被災地域の経済状況等によっては損害の回復や復旧に相当の時間を要する場合も想定されるため、災害による損失が十分に救済されるよう税制上のさらなる手当が必要である。



新たな収入源で事務所を元気に!

税理士VIP代理店になりませんか

関与先に全税共扱いの保険を勧奨し、成約すると提携保険会社から代理店手数料が支払われます

税理士VIP代理店のメリット

1) 事務所の収入源が拡大します

保険の成約によって提携保険会社から支払われる代理店手数料が事務所の新たな収入源になります。

2) 関与先に役立つ豊富な保険知識が習得できます

VIP代理店の業務を通じて、関与先の継続的繁栄に欠かせない

- ①医療や年金制度など、充実した福祉制度
- ②円滑な事業承継

などに関する詳しい保険知識が習得できます。

3) 代理店業務は保険会社がアシストするので安心

保険会社は次のサービスを通じて、VIP代理店の仕事をしっかりアシストします。

- ①代理店経営に関する相談窓口の開設
- ②保険設計に関する資料提供と支援
- ③保険販売ノウハウの提供と支援 など



税理士VIP代理店とは

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

キャンペーン実施中

これから代理店登録される方は

Z1 第24回 税理士VIP代理店 推進キャンペーン

新規に代理店登録をした税理士会会員にギフトカードを贈呈!

◆対象: 税理士会会員

◆期間: 2023年1月1日~12月31日

◆奨励基準: 期間中に税理士VIP代理店登録した方にギフトカード(1万円)を贈呈

既に代理店登録されている方は

Z2 第23回 税理士VIP代理店 挙績キャンペーン

◆対象: 税理士VIP代理店

◆期間: 2023年4月1日~12月31日

◆対象契約: 期間中に成立した全税共扱いの保険契約

◆表彰基準及び賞品

賞名	表彰基準	賞品
ドリームA賞	月額保険料 ※100万円以上	10万円 ギフトカード(商品券)
ドリームB賞	月額保険料 ※50万円以上	5万円 ギフトカード(商品券)

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額合計額

税理士VIP代理店に関する詳細は、以下の提携保険会社に直接お問い合わせ下さい。

税理士VIP代理店提携保険会社

- ◆朝日生命
- ◆第一生命
- ◆日本生命
- ◆ジブラルタ生命
- ◆エヌエヌ生命
- ◆明治安田生命
- ◆メットライフ生命
- ◆住友生命
- ◆SOMPOひまわり生命
- ◆アクサ生命
- ◆富国生命
- ◆三井住友海上あいおい生命
- ◆オリックス生命
- ◆FWD生命